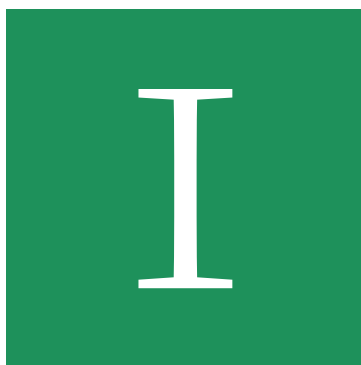




本 報 告 書 の 概 要

裁判の迅速化に係る 検証に関する報告書 (概要)

令和 7 年 7 月
最高裁判所事務総局

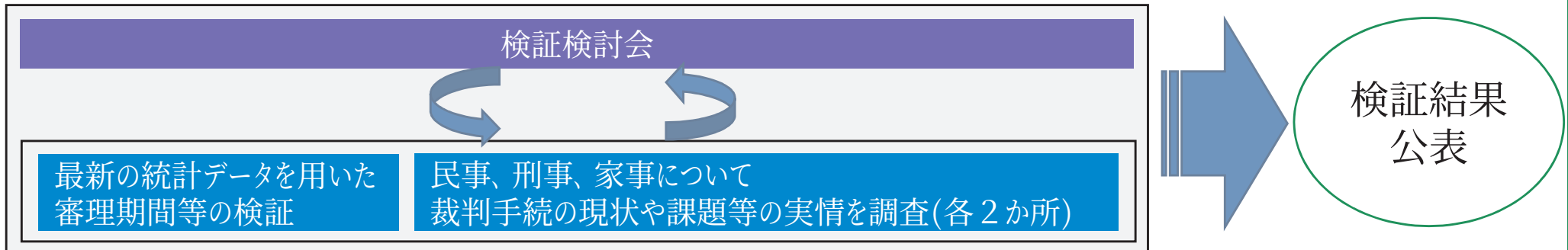
第11回迅速化検証について

● 迅速化検証について

裁判の迅速化に関する法律8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を実施

【従前の迅速化検証】

統計データを用いた審理期間等の検証と裁判手続の実情調査を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表



【第11回の迅速化検証】

従前の枠組みで検証を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表
これに加えて、裁判手続のデジタル化が進む中で各手続のデジタル化の流れを概観した

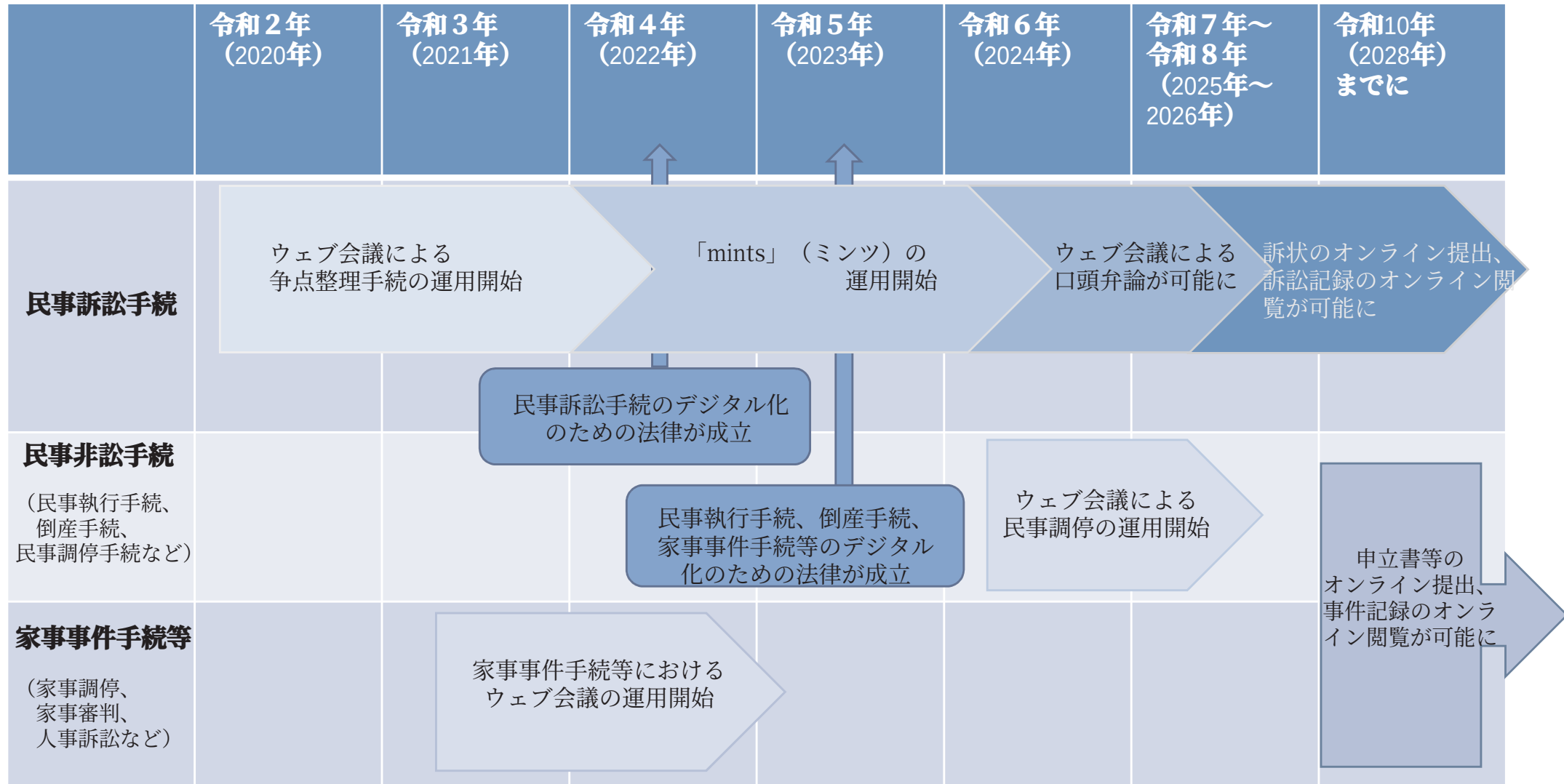
《参考》 検証検討会委員について

座 長	山 本 和 彦	(中央大学法務研究科教授)
委 員	出 井 直 樹	(弁護士 [第二東京弁護士会])
	上 塚 真 由	(産経新聞東京本社総務本部人事部長)
	奥 山 信 一	(東京科学大学環境・社会理工学院教授)
	川 出 敏 裕	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
	佐 古 和 恵	(早稲田大学基幹理工学部情報理工学科教授)
	島 戸 純	(東京地方裁判所判事)
	高 取 真理子	(横浜地方裁判所判事)
	畑 中 良 彦	(最高検察庁公判部長)
	原 琢 己	(弁護士 [第一東京弁護士会])
	山 田 文	(京都大学大学院法学研究科教授)

※ 令和7年7月現在 (敬称略)

裁判手続のデジタル化の今とこれから

裁判手続のデジタル化のスケジュール



民事訴訟手続のデジタル化

H30.3 「裁判手続等のIT化検討会」取りまとめ

民事訴訟手続のデジタル化

= 「3つのe」 ✨

これまでは…

紙で提出・送付

e提出

紙で保存管理

e事件管理

出頭が必要

e法廷

フェーズ1 旧法下でも可能なウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用

e法廷

フェーズ2 法改正によって直ちに実現可能な運用（ウェブ会議による口頭弁論期日等）

e法廷

フェーズ3 法改正＋システムの開発・導入等により実現可能な運用（オンライン申立て等）

e提出

e事件管理

R4.5.25 民事訴訟法等の一部を改正する法律公布（段階的に施行）

1 ウェブ会議

e法廷

- R2.2～ ウェブ会議を活用した争点整理の運用開始
- R5.3～ ウェブ会議による双方不出頭の弁論準備手続
- R6.3～ ウェブ会議による口頭弁論手続
- ウェブ会議のアプリケーションを利用
⇒ ウェブ会議以外にも便利な機能あり！

2 mints

e提出

- R4.4～ e提出の一部先行実施として「mints」導入開始
⇒ 当事者：印刷や送付の手間が不要に！
⇒ 裁判所：データの利活用が容易に！

・データ共有
・スレッドへのメッセージ投稿

3 改正法の全面施行に向けた準備

e提出

e事件管理

e法廷

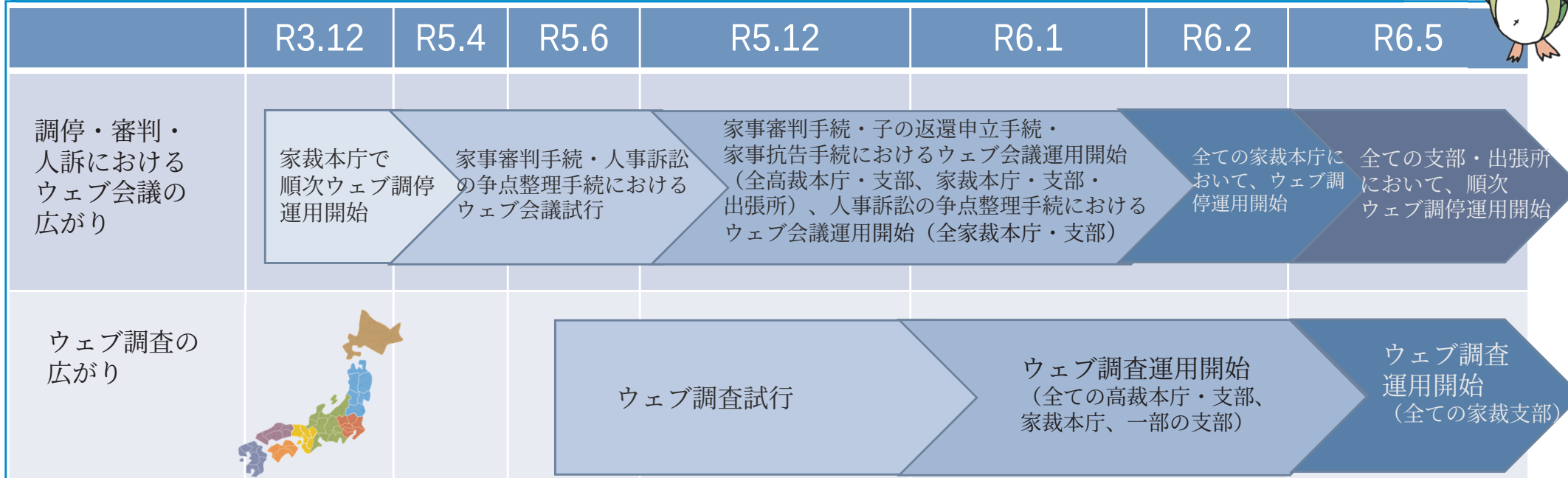
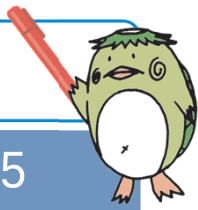
- （遅くとも）R8.5
一律に電子提出が可能に。
訴訟記録が電子化、インターネットで閲覧可能に。
⇒ 民事訴訟規則の改正
現在、システム開発設計作業中



デジタル化＝民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機に！



家事事件手続等のデジタル化



ウェブ調停についての受け止め



<当事者の声>

- ・裁判所に赴く負担が少なく、時間を有効に活用できた。
- ・裁判所の待合室に行くよりも待ち時間に打合せをしやすかった。
- ・代理人事務所や自宅からも参加でき、安心感があった。
- ・表情や仕草などの非言語的情報の交換ができ、安心感があった。
- ・発言のタイミングを計りやすい。
- ・得られる情報に限りがあるため、難しい事案は対面で行いたい。
- ・慣れた弁護士事務所からリラックスして参加できた。

① 当事者の出頭負担の軽減

② DV事案等の高葛藤事案における危害防止

③ 電話会議との比較

④ 対面との比較

<調停委員の声>

- ・パニック障害等の障害を抱えている当事者も自宅から安心して参加できた。
- ・当事者の動線の配慮等の事務負担を軽減でき、事情聴取などのより中核的な事務に注力することができた。
- ・心情に寄り添った働きかけが可能。当事者の態度も柔和になった。
- ・対面による方が当事者との信頼関係を構築しやすいことがある。
- ・情緒的なやり取りや調停という場の雰囲気の形成が難しいことがある。

検証検討会での議論（委員等の意見）

デジタル化の現状について

- ・ 民事訴訟手続について、まもなくフェーズ3を迎えるが、現状、mintsは広く利用されているとはいえない

➡ 改正法の施行後は、弁護士は電子提出が義務付けられるので、電子提出のシステム利用の実情は大きく変わると思われる。フェーズ3に向けた準備として、弁護士はmintsを用いて電子提出の方法に習熟しておくことが望ましい

デジタル化の将来に向けて

- ・ これまでの紙での事務を単に電子化するというだけではなく、デジタルの機能を利用してどうやって裁判が効率的に運営できるかというところから検討するのが望ましい
- ・ 実情調査の結果を踏まえ、今後もデジタルツールを活用した審理の工夫が加速することを期待したい

今後に向けた検討

デジタル化の将来に向けて

➡ 今後さらに改正法施行後の裁判手続について、裁判所と弁護士とで認識を共有し、それぞれ習熟をはかることが重要である

地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

民事第一審訴訟事件全体の概況

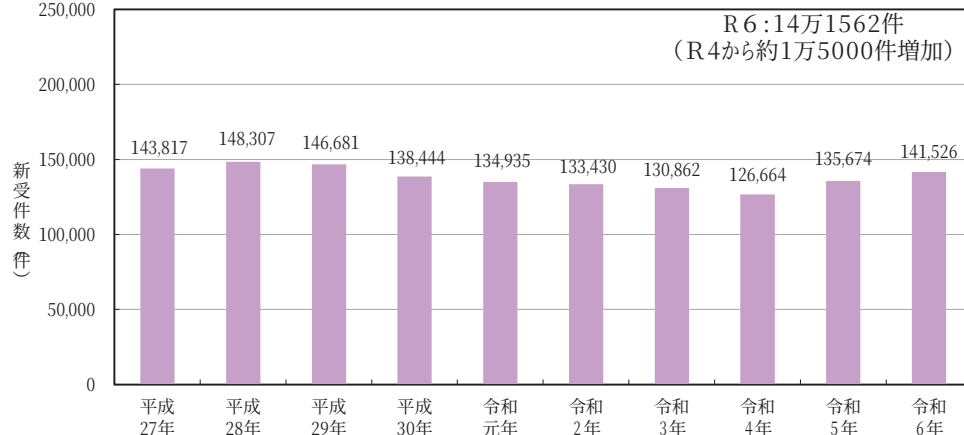
新受件数及び既済件数の推移

●新受件数は減少傾向にあったが、令和 5 年からは増加

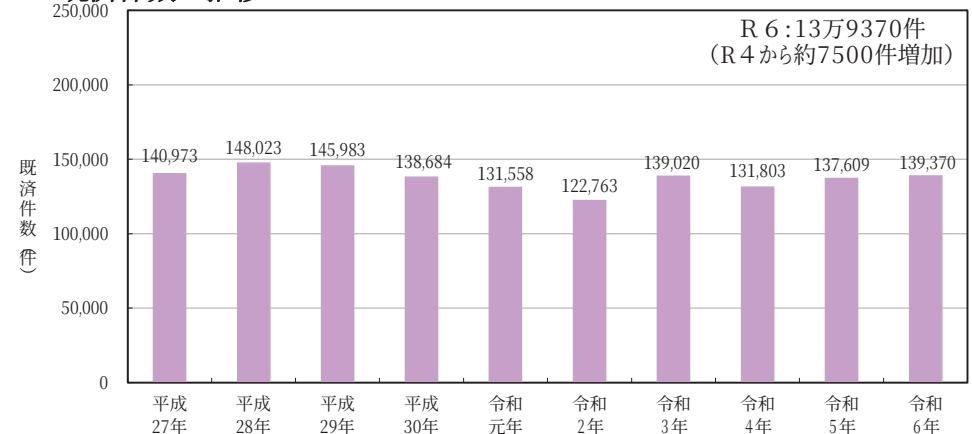
(※ただし、令和 2 年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

●既済件数は令和 2 年まで減少傾向にあったが、令和 3 年に増加し、その後はほぼ横ばいの状況

新受件数の推移



既済件数の推移



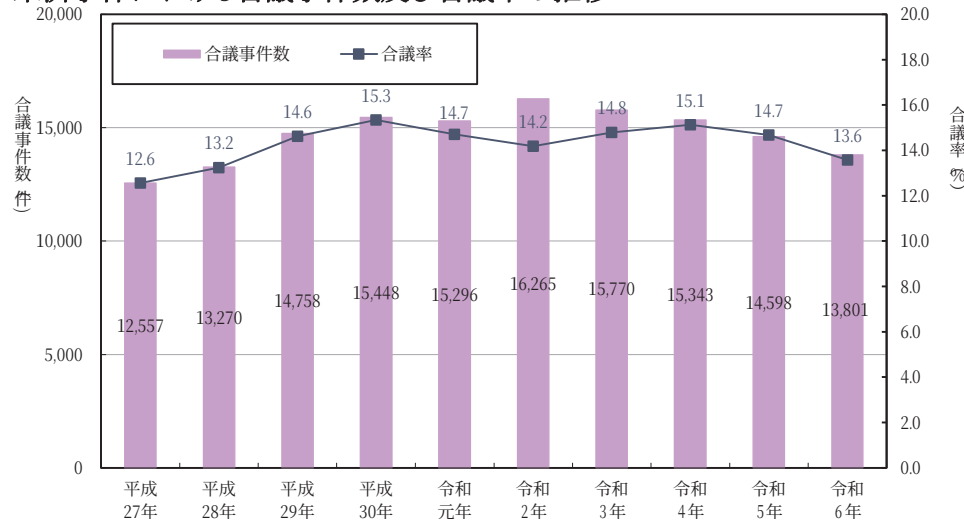
合議事件の状況

●未済事件における合議事件数は近年はやや減少傾向

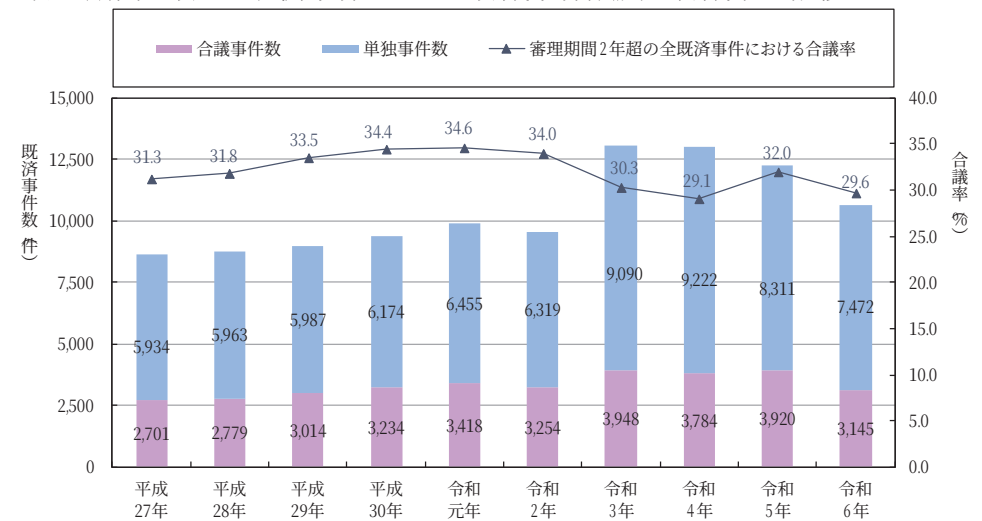
(※ただし、令和 2 年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

●審理期間 2 年超の既済事件における合議事件数は近年横ばいであったが、令和 6 年は減少。また、合議率は、令和 2 年以降減少し、令和 6 年は令和 4 年と同水準となっている

未済事件における合議事件数及び合議率の推移



審理期間 2 年超の既済事件における合議事件数及び合議率の推移



民事第一審訴訟事件全体の概況

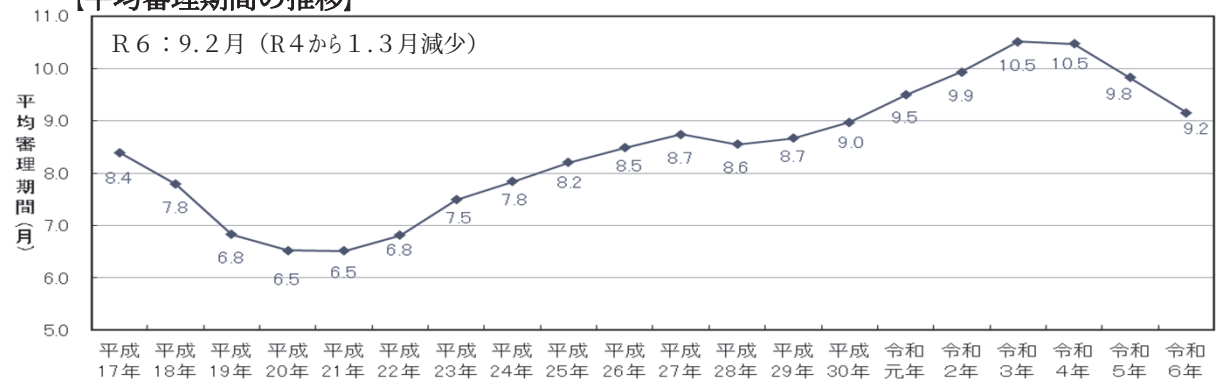
平均審理期間の推移

●令和5年・令和6年は短縮

- 平均審理期間は、平成22年以降、おおむね長期化傾向。令和5年・令和6年は短縮し、令和元年頃の水準に回帰

(※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあると思われる。)

【平均審理期間の推移】



手続段階別平均期間及び係属期間2年超の未済事件の割合等の推移

●平均審理期間の手続段階別の内訳が変化

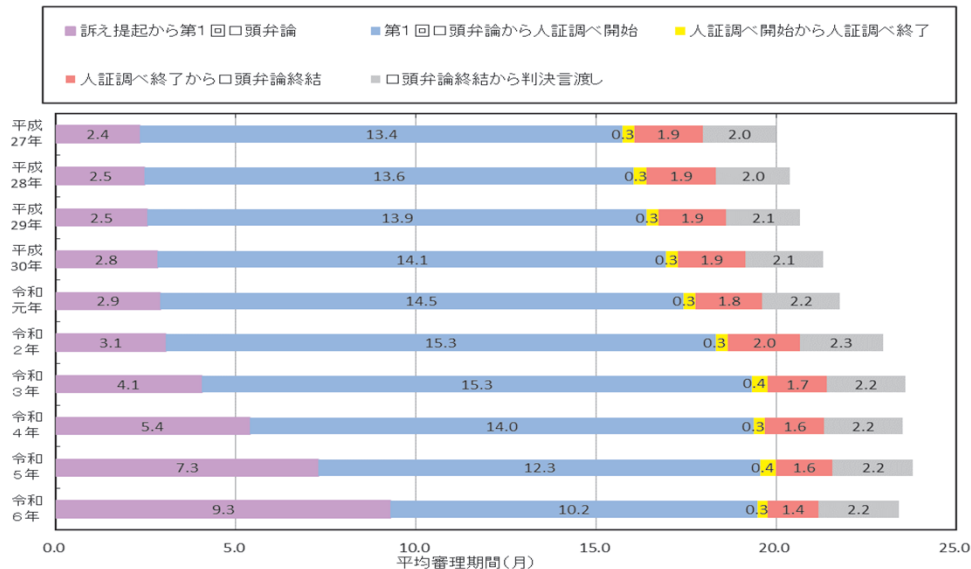
- 手続段階別に平均期間を見ると、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間が長期化傾向 R 6 : 9.3月 (R 4から3.9月増加)
- 他方、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間は短縮傾向 R 6 : 10.2月 (R 4から3.8月減少)

(※上記内訳の変化には、争いのあることが判明した事件につき、第1回口頭弁論期日を経ることなく、最初からウェブ会議なども活用した争点整理を行うなどの取組が進められていることなどが影響しているものと思われる。)

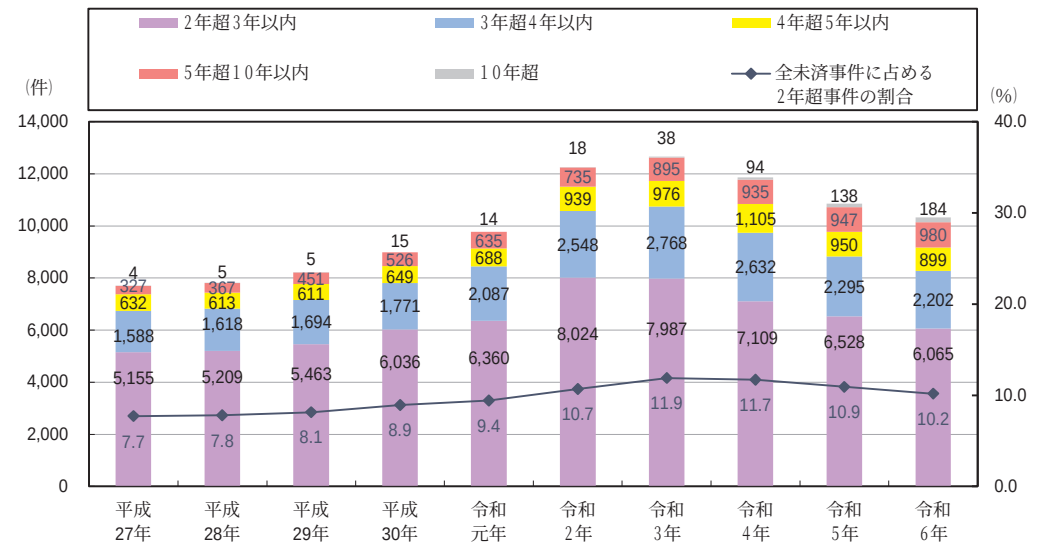
●係属期間2年超の未済事件は近年減少傾向

- 係属期間2年超の未済事件の数及び全未済事件に占める割合は、令和3年をピークに減少傾向
R 6 : 1万0330件(R 4から1545件減少)
R 6 : 10.2% (R 4から1.5%増加)

人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



民事実情調査の結果

デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題（争点整理の現状等）

序盤の争点整理の充実化

● 早期に実質的な争点整理を行う運用の浸透

- ・ 第1回口頭弁論期日指定後に被告代理人が選任された場合、同期日を取り消すなどした上、実質的反論を記載した書面の提出に必要な期間を踏まえて新たな期日を指定する運用が広まる
- ・ 弁護士においても、交渉段階において当事者間でどこに認識の違いがあったかを準備書面に記載するなど、早期に実質的審理を行うための工夫がみられた

- ・ 序盤の口頭協議では、予想される争点や立証の予定を整理するほか、和解も念頭に紛争の背景事情を聴取。事案の複雑さ等も踏まえて、口頭協議の濃度も変えながら実施

● 効果

- ・ 序盤の口頭協議によって、審理の見通しが立てやすくなり、ポイントを絞った主張立証も可能になる
→ 審理期間の短縮にもつながる可能性

活発な口頭議論を行う方策の浸透

● デジタルツールを活用した認識共有の促進

- ウェブ会議のアプリケーションを活用し、①期日で指示した準備事項等を裁判所から投稿機能で共有、②提出された書面を踏まえ、期日に口頭で確認したい点等を投稿機能を利用して予告、③協議事項を画面共有して協議を行うなどの工夫が浸透
→ 当事者による効果的な事前準備や議論の活性化につながる

● mintsの活用

- ・ mintsで提出された書面のデータを用いて、相手方の認否に応じて当事者の主張を色分けし、否認部分と争いのない部分に整理するなど、データを活用して視覚的に事案を把握する工夫が紹介された
- ・ 書面の提出期限の遵守は協議を行う前提になるところ、mintsの自動督促機能には書面提出を促す効果があるという指摘があった

協議結果の共有の方法とその効果

● 結果共有の方法

- ・ 最終的に確定した争点や審理中盤で争いのないことを明確にすべき場面は調書に記載する一方で、ノンコミットメントルールを前提にした暫定的な協議結果は投稿等で事実上確認する
- ・ 特に、非定型的な類型の訴訟において有益であるとして、期日で争点となる主要事実や主張の骨子を確認して、その結果を投稿機能を活用して認識共有を図る工夫も紹介された

● 効果

- ・ 協議結果が投稿されると、内容が明確化し、形に残るため、認識共有に資する。ただし、投稿を確認しない弁護士もいるとの指摘あり
- ・ 裁判所からは、投稿機能を利用して当事者と結果を共有する場合、裁判官の異動があった際にも、前任の裁判官が当事者と共有した内容を、後任の裁判官が確認することができ、裁判官の引継ぎという観点からも有益と考えられるという意見があった

民事実情調査の結果

デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題（争点整理を充実させるための組織的取組）

裁判所

多くの裁判官が無理なくできる審理運営改善の手法を共有・促進

→ 他の裁判官の期日を実際に見てもらい期日見学、投稿サンプル集の作成などの取組

弁護士会

争点整理やデジタルツールの活用について議論するほか、口頭協議、ノンコミットメントルール等を若手弁護士の講習で紹介

裁判所&弁護士会

- ・ 裁判所と弁護士の関係委員会との意見交換のほか、若手の裁判官と弁護士の間での新たなプラクティスの検討など、意欲的な取組も紹介された
- ・ 実情調査を行ったうちの1庁では、mintsの利用率が非常に高かったところ、裁判所が説明会の実施、説明動画等の周知の他、個別の事件でも必ず利用の意向確認をするなど、裁判所が積極的な働きかけをしたことや、実際に使ってみると使い勝手が良かったことなどからmintsの普及につながっているという意見もあった

合議体による審理の現状と課題

● 合議体による審理の実情

- ・ 合議に付している事件類型としては、①医療、建築、行政、知的財産、労働関係事件の他、世間の耳目を集める事件や事案が複雑困難なもの等（実情調査庁のうち小規模庁の実情）、②安全配慮義務違反が問題となるものや、証券取引関係、国家賠償、事実関係が複雑で判断に迷うもの、社会の耳目を集めるもの等（実情調査庁のうち大規模庁の実情）が挙げられた
- ・ いずれの庁からも、新件の訴状の回覧や、定期的な棚卸し（単独事件として係属している事件の中に付合議相当なものがないか、部内で議論し洗い出す作業）に加え、各裁判官から適宜のタイミングで部内で相談するなどして合議に付している実情が紹介された

- ・ 裁判所からは、付合議によって多角的な視点で適切に結論を導くことが可能になっているという意見があり、弁護士からも、合議に付されてから、進行がスムーズになることもあるという意見があったが、合議相当事件が単独事件として審理されている事例もあるとの指摘あった
- ・ mints上に主張書面・証拠等がアップされている場合、尋問等の弁論期日において、合議体全員がこれらの書面を見ながら合議事件の審理に参加することができ、より充実した審理を行うことができているという実情が紹介された

● 部全体の事件の処理態勢

- ・ 定期的な棚卸や部内で適宜行う相談等の場で、他の裁判官から意見を聴けるようにし、難しい事件は合議に付している

検証検討会での議論（委員等の意見）

デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題

争点整理の現状等

- ・ **争点整理の序盤の口頭協議**については、有効な審理手法と考えられるが、一部の弁護士には、序盤に口頭協議を行うことの意義や、ノンコミットメントルール・デジタルツールの扱い等の口頭協議に関するルールの理解が十分に浸透していないことがうかがわれるので、その理解を促進することが重要である
- ・ **投稿等での期日間のやりとり**については、手続を進行させるための新たな選択肢として望ましいものであるが、裁判官にとって過度な負担にならないよう、費用対効果を考えて実施することが重要。書記官との役割分担についても検討を要する
- ・ **裁判所からの期日間の投稿等を確認しない弁護士がいる**という点については、期日間でもデジタルツールを活用して審理が進んでいくというプラクティスが弁護士の間で認識されるようになれば、投稿等を確認しないといった対応はなくなっていくのではないかと

争点整理を充実化させるための組織的取組

- ・ 多くの裁判官が無理なく争点整理改善の手法を実践できることが重要である
→ 投稿サンプル集のような、特別の知識や技能を持った裁判官でなくても新たな手法を実践できるような工夫を今後も進めるべき
- ・ 審理の迅速化のためには、個別の事件において、事件を引き継いだ裁判官に適切に引継ぎが行われる工夫の検討が必要

合議体による審理の現状と課題

- ・ 実情調査において、弁護士からは、代理人側から付合議の上申を出すことは躊躇されるという実情が紹介されたが、このような上申は適切な付合議の契機になることから、裁判所において、弁護士が積極的に付合議上申できるような方策を検討するべきである

mintsの活用について

- ・ **mintsで提出されたデータを活用して、事案を効率的に把握する工夫**は、審理の迅速化のみならず、裁判の質の向上にも資するものである
- ・ mintsを利用して書面がデータで提出されれば、**複数の裁判官が同時に記録を読みながら合議を行うことができる**など、審理そのもののだけでなく、合議の活性化の観点でも効果が期待できる
- ・ 有効な手法については、裁判所内において共有するだけでなく、弁護士にもその理解を浸透させ、**裁判所と弁護士が協力しながら、デジタルツールを活用した効率的な審理を裁判実務に普及させる取組が重要**である

今後に向けた検討

デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題

争点整理を充実化させる審理の手法

- デジタルツールを活用した取組は、一部の特別な知識や技能をもった裁判官が行っても、裁判所の事件全体の迅速化に結び付くことは期待できないことから、**多くの裁判官が過度な負担なく実践することができるものであることが重要**
- 争点整理序盤に口頭協議を行い、議論の拡散を防ぎつつ、争点整理を進める手法の有効性は、裁判所・弁護士の間で共通認識となりつつあるが、**協議を効果的に行うためには、その意義・目的や、ノンコミットメントルール等の基本的なルールについて認識を共有することが重要**
- 期日間において投稿等を用いて争点整理を行う等の新たなプラクティスを定着させ、弁護士に適切に対応してもらうためには、その必要性についての弁護士側の理解とその理解の促進に向けた裁判所側の働きかけが重要
- 特に複雑な事件では、提出された書面等のデータを活用した一覧表等の作成が効果的な場合もあるが、**データの活用を自己目的化せず、活用の目的等について裁判所と弁護士が認識を共有し、適切な役割分担の下に効果的な活用を図るべき**

争点整理を充実化させるための組織的取組

- より多くの裁判官が無理なく争点整理改善の手法を実践できるようにという観点からの取組が重要
- 効果的な取組について弁護士全員に広く共有できるよう、引き続き弁護士会と裁判所が連携して取組を行うことが必要

合議体による審理の現状と課題

- 新件の訴状回覧、定期的な棚卸しといった、適時適切に付合議するための裁判所内部の取組は引き続き継続すべき
- 代理人側から付合議の上申も適時適切な付合議の契機になることから、このような上申ができるような方策を検討することも考えられる

フェーズ3の開始に向けて

今回の実情調査では、フェーズ3の一部先行実施と位置付けられるmintsを活用した取組が紹介されたが、**電子提出された書面のデータの活用の在り方については、裁判所全体としては検討途上**

→ フェーズ3の開始が目前に迫り、デジタル化を契機にした審理運営改善の営みの真価が問われる時期に差し掛かっている。**新システムの機能を前提とした新たな視点から、これまでの争点整理改善の取組がさらに深化していくことが期待される**

地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況及び実情

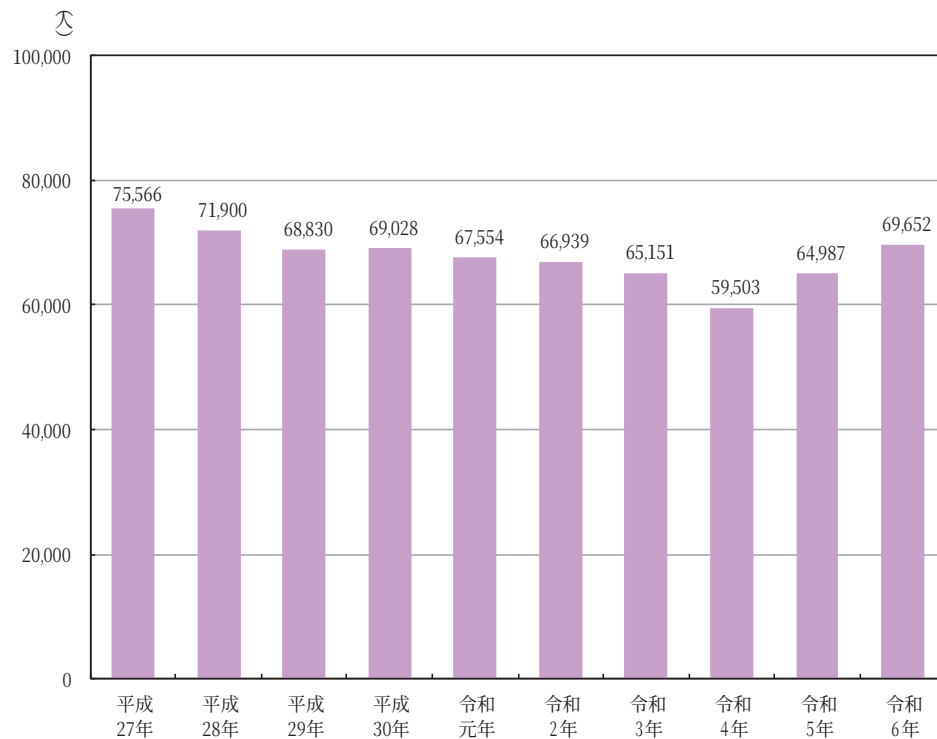
刑事通常第一審事件全体の概況

通常第一審事件全体

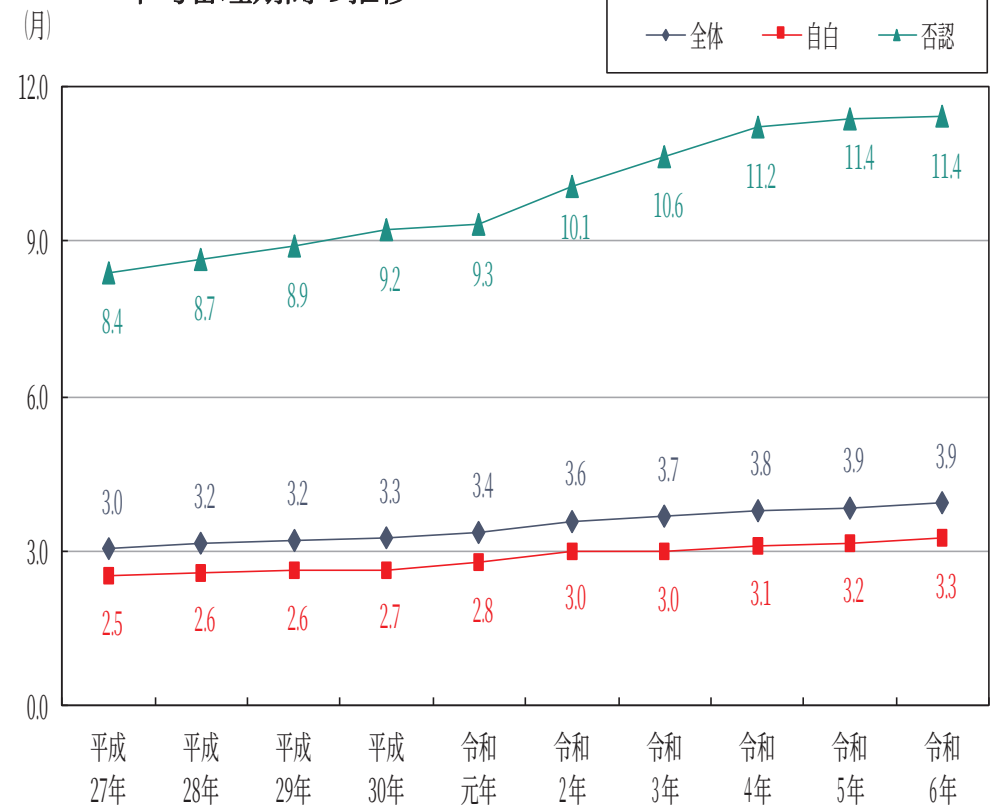
● 新受人員 6万9652人（R4から約10,000人増加）

● 平均審理期間 3.8月（R4）→ 3.9月

新受人員の推移



平均審理期間の推移



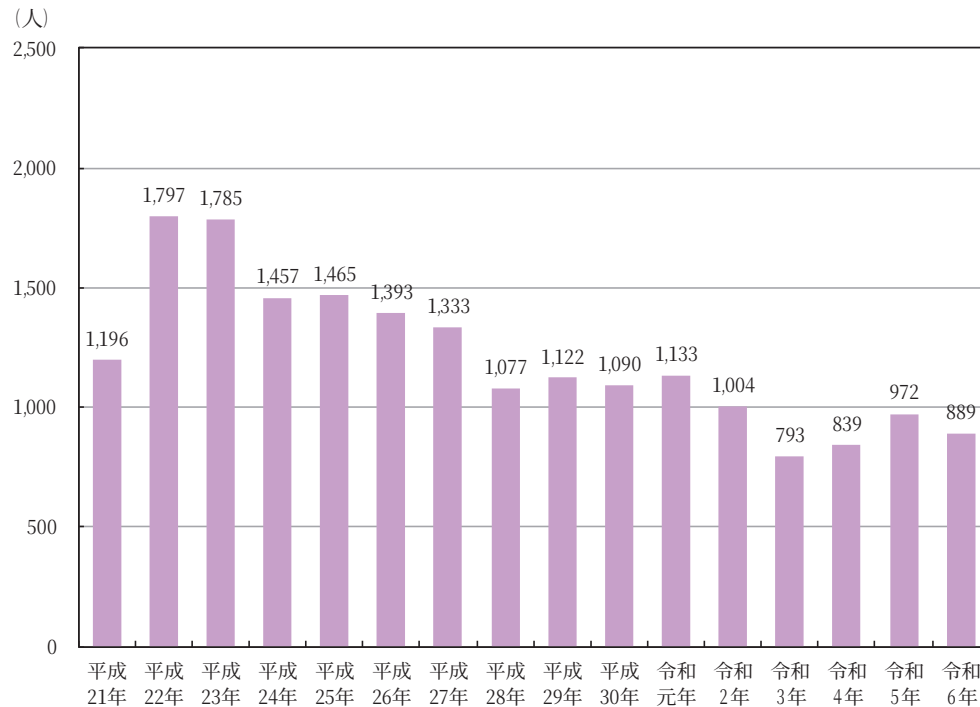
刑事通常第一審事件全体の概況

裁判員裁判対象事件

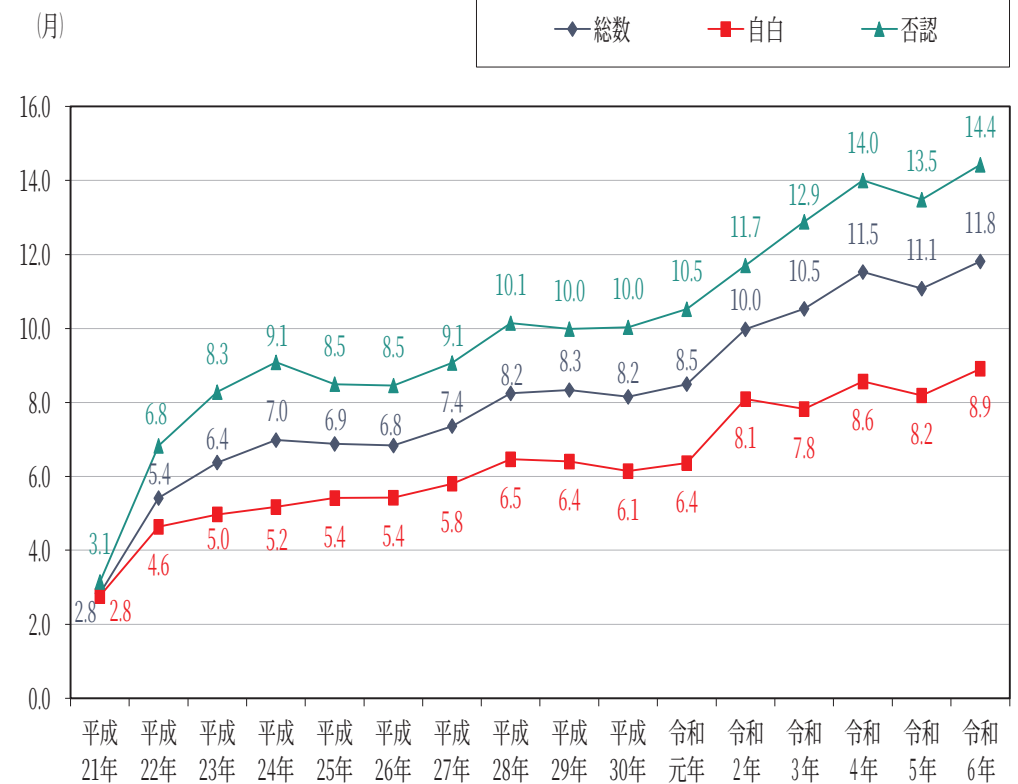
●新受人員 889人 (R4から50人増加)

●公判前整理手続期間 11.5月 (R4) → 11.8月

新受人員の推移



公判前整理手続期間の平均の推移



刑事実情調査の結果

公判前整理手続期間の長期化要因等

法曹三者の意識

- 長期化による弊害に対する問題意識は共有あり
- 迅速化が強調されて争点や証拠の整理が不十分になったり、被告人の防御権の行使に支障が生じることへの懸念を示す意見あり

事件内容の変化

- 客観的証拠の増加（防犯カメラ、SNSのメッセージ等）
- 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加
- 捜査段階で黙秘する事件の増加
- 追起訴が続く組織的広域事件（強盗致傷事件等）の増加

当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮

- 証拠開示
 - ・ 広範な証拠開示の請求に伴う開示対象の検討やマスキング・謄写等に時間を要する
- 主張整理等
 - ・ 弁護人の主張明示義務の範囲・時期について共通認識がない
 - ・ 統合捜査報告書の作成・刺激証拠の調整に時間を要する
- 審理計画
 - ・ 未済事件の増加や実審理期間の長期化により、公判期日を指定する日程が限られる

非対象事件の公判準備の実情等

- 裁判員裁判の公判の予定が優先的に立てられ、非対象事件の公判期日を指定する日程が限られる
- 公判前整理手続等が重たい手続であるとしてあまり活用されず、当事者の協力で証拠開示や争点整理をするのに事実上の打合せで対応
- 連日開廷は難しく、立証も五月雨になりがち

検証検討会での議論

公判前整理手続期間の長期化要因等

法曹三者の意識の違い

- 裁判員制度施行当初は法曹三者で協力していこうという雰囲気があったが、現在は立場の違いが先鋭化しており、意識の違いを超えて迅速化のための方策を見出すことが難しい
- 法曹三者で議論して、公判中心主義といった理想に立ち返って迅速化の意義を共有する必要がある

当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮

- 当事者の訴訟活動をめぐる意識の違いは解決が難しく、裁判所による手続のリードをより一層期待したい
- 弁護人の主張明示義務の範囲については、更に議論を深めていく必要がある
- 当事者間のコミュニケーション不足等によって証拠開示や統合捜査報告書の作成等が円滑に進められていない現状を改善する必要がある

今後に向けた検討

- 何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の運用の基礎となるべき点について、法曹三者で共通認識を形成すべく努力を継続していく必要があり、そのような議論を踏まえた新たなプラクティスを見出すことが不可欠
- 当事者追行主義の下、検察官・弁護人は手続を円滑に進められるよう、より密接なコミュニケーションをとって互いの認識の齟齬を解消していくことが望まれる
- 裁判所においても、手続を適切にコントロールしていく姿勢が求められる

家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

家事事件及び人事訴訟事件の概況

家事事件の概況

● 新受件数

- ・ 別表第一審判事件（成年後見関係等）： 102万0157件
- ・ 別表第二事件（遺産分割、子の監護等）： 10万3263件
- ・ 一般調停事件（離婚等）： 4万7281件

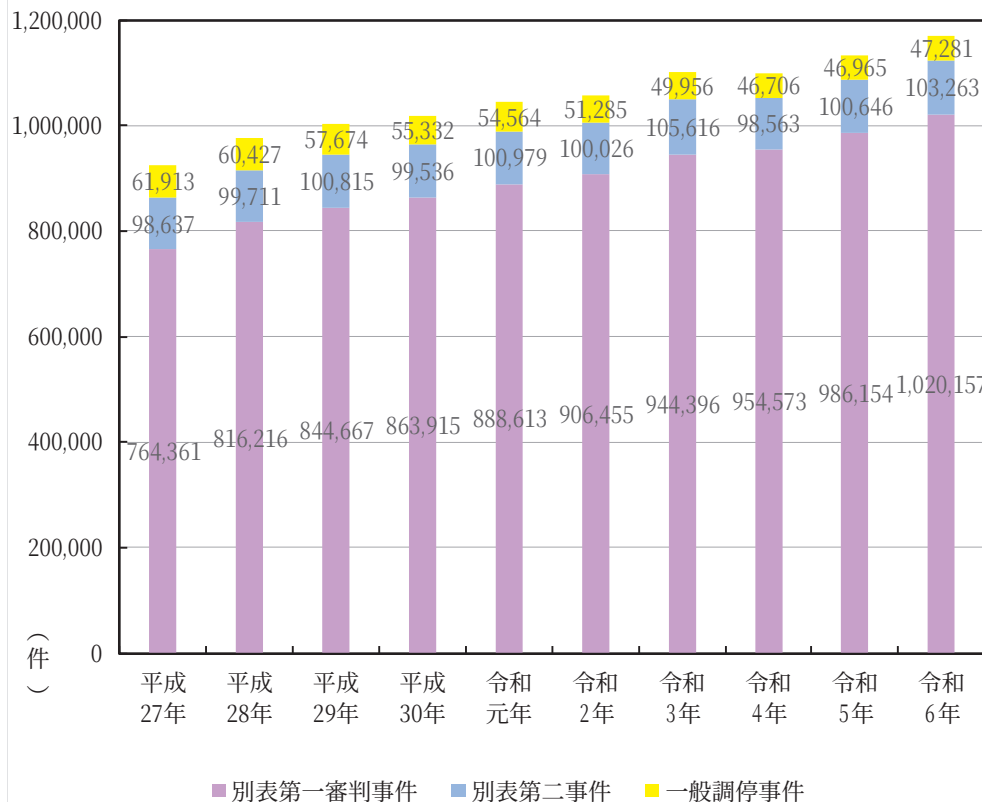
● 夫婦関係調整調停の平均審理期間と平均期日間隔の推移

- ・ 平均審理期間：5.3月（H28）→ 5.8月（H30）→ 6.9月（R2）→ 6.7月（R4）→ 6.8月
- ・ 平均期日間隔：1.6月（H28）→ 1.7月（H30）→ 2.1月（R2）→ 1.9月（R4）→ 1.9月

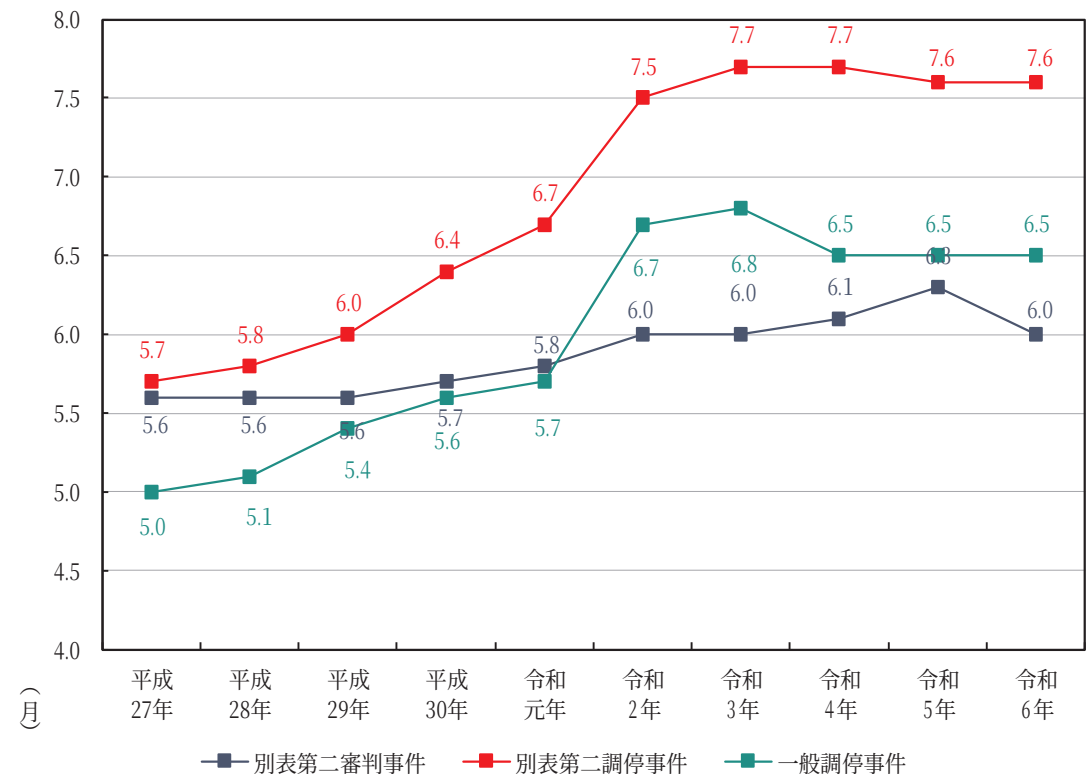
● 事件類型ごとの平均審理期間

- ・ 別表第二審判事件：6.1月（R4）→ 6.0月
- ・ 別表第二調停事件：7.7月（R4）→ 7.6月
- ・ 一般調停事件：6.5月（R4）→ 6.5月

新受件数



平均審理期間



家事事件及び人事訴訟事件の概況

人事訴訟の概況

● **新受件数**：8,984件 (R4) → 9,073件

● **平均審理期間**：14.3月 (R4) → 14.8月

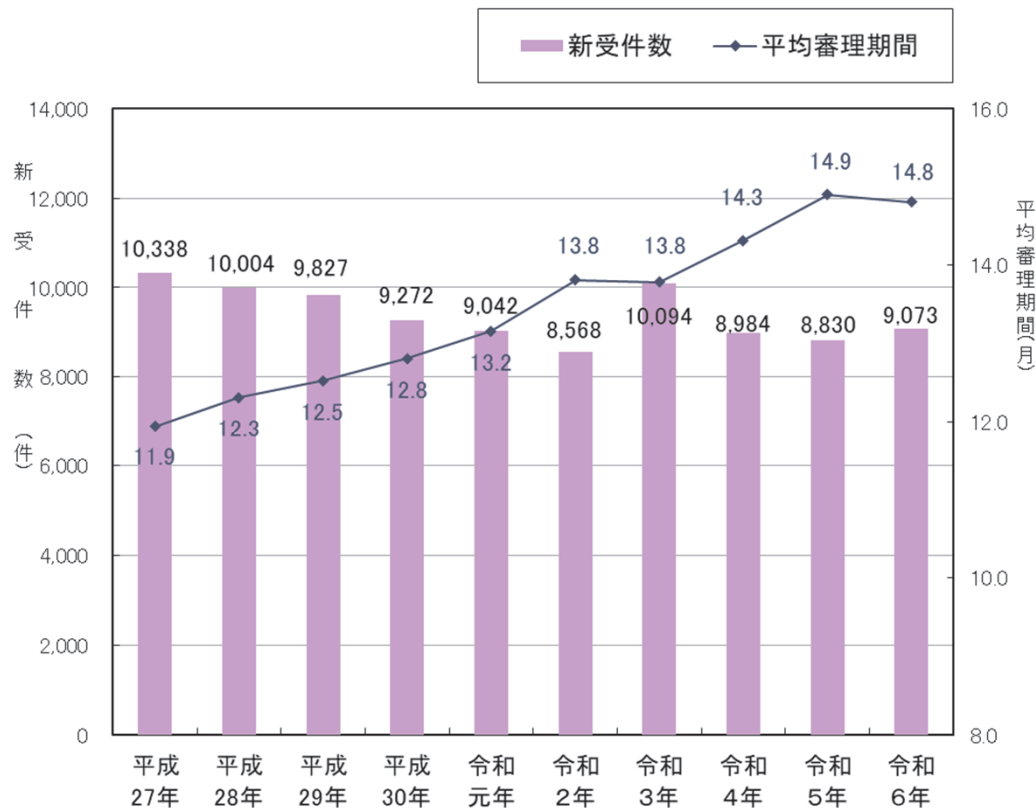
- ・ 6か月以内に終局した事件の割合：22.4% (R4) → 22.8%
- ・ 1年超で終局した事件の割合：49.2% (R4) → 51.1%

● **類型ごとの平均審理期間**

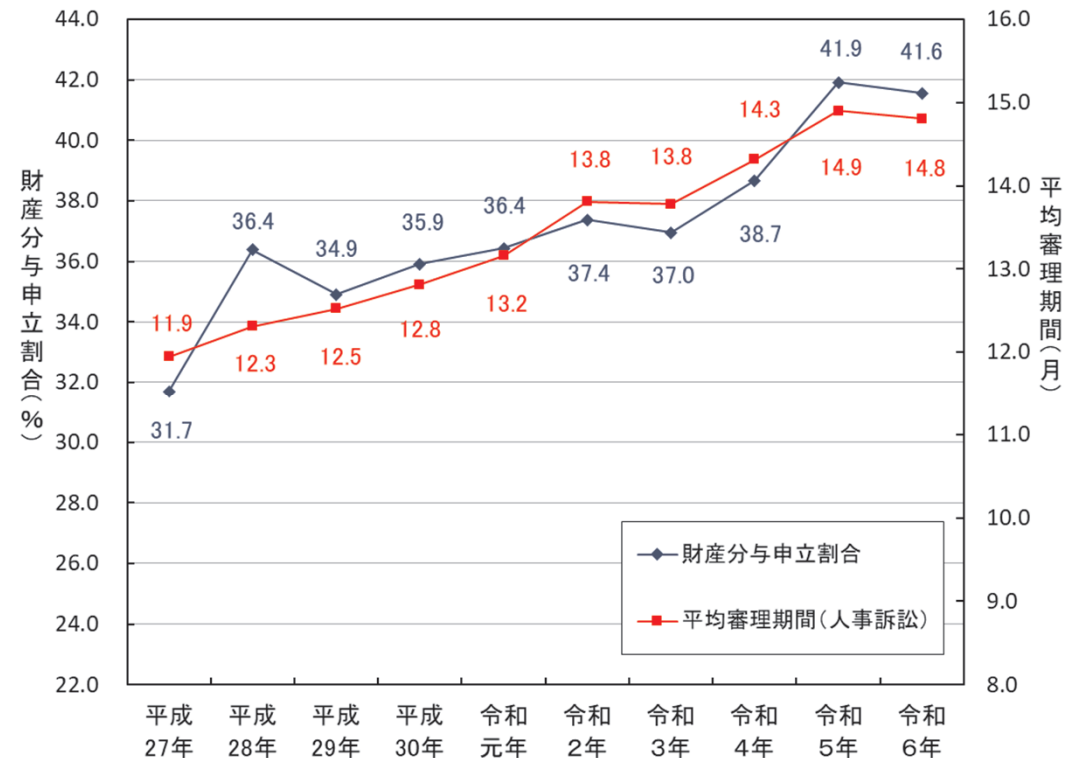
- ・ 財産分与の申立てあり：17.8月 (R4) → 19.2月
- ・ 財産分与の申立てなし：12.7月 (R4) → 12.9月
- ・ 親権者の指定をすべき子あり：14.8月 (R4) → 15.8月
- ・ 親権者の指定をすべき子なし：14.5月 (R4) → 15.2月

➔ 財産分与の審理の長期化・申立割合の増加が全体長期化の主因

新受件数及び平均審理期間の推移（人事訴訟）



離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



家事実情調査の結果

(大規模家庭裁判所本庁及び中規模家庭裁判所本庁各1庁とこれらに対応する単位弁護士会に属する関係者への聴取で現れた当地の実情)

家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

ウェブ会議等の活用

【大規模裁判所】(R4.10～ウェブ会議利用可)

- 代理人選任事案、DV事案等での積極的な活用
- 非公開性を確保の上、本人事案でも活用拡大を推進
- 説得を試みる場面では出頭を求めるなど対面との使い分け

【中規模裁判所】(R6.2～ウェブ会議利用可)

- 専ら代理人選任事案で活用。今後は本人事案での活用も検討

【弁護士】

- 電話会議と比較すると表情等も分かり意思疎通が容易

事情聴取や期日運営の工夫

【裁判所】

- 評議について、書面・対面を使い分けつつ、適時・有効に活用し、争点を意識した進行方針等を共有
- ホワイトボードを活用した争点整理・当事者との認識共有

【弁護士】

- ホワイトボードの活用等による争点・準備事項の認識共有の取組を評価。更なる活用等の要望も
- 事案や争点に応じた効果的な事情聴取や、そのための調停委員に対する研修の充実等を要望

期日間隔短縮の取組

【大規模裁判所】

- 1期日90分とし、午前1枠、午後2枠の期日枠を設定
- 次回期日指定の調整場面における工夫(⇒中規模裁判所も同様の取組)
- 係間の調停室の融通、2期日指定の積極的活用
- 婚費・養育費事件については3回程度の期日で早期解決を目指す審理(⇒中規模裁判所も同様の取組)

【中規模裁判所】

- 一定期間内に期日調整ができない場合、ウェブ会議、2期日指定等の代替手段を提示
- 調停委員の担当件数が偏らないよう管理

【弁護士】

- 次回期日が2か月以上先になるなど間隔が長すぎることもある
- 長期化の要因として担当曜日が固定化していることがあり、事件の担当係制や調停の時間枠を柔軟にする方策が考えられる
- (中規模裁判所に対応する弁護士会の弁護士から) 調停期日の所要時間が長く、時間の目安を設け、午後2枠とすることが考えられる

審判等の見通しの意識・共有・伝達

【裁判所】

- 事案により確度に幅があることを前提に、調停委員会の評議で随時、審判移行後の見通し等を共有
- 当事者に対する見通しの説明は、事案に応じて適時に必要な範囲で、暫定的な心証であると留保を付した上で実施

【弁護士】

- 調停委員会による見通しの説明について、不十分とうかがわれる例や、審判結果と異なった例があるとの指摘

関係職種間の連携、調査官関与の実情

【大規模裁判所】

- 評議が重複した場合の代打制(他の係の裁判官が対応)
- 書記官の事件情報のハブ機能の活性化、評議の前捌き
- 関係職種間でそれぞれの役割分担や家裁調査官の報告書の記載につき意見交換

【中規模裁判所】

- 家裁調査官の当番制を採用

人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

審理の現状

● 財産分与の審理の長期化要因

- ・ 根拠のない財産開示要求、多数の調査嘱託の申立て、細かい求釈明等がされた場合、その整理に時間を要することがある
- ・ 調停段階で十分に整理がなされておらず、訴訟段階になって対象財産を探す段階からスタートすることがある
- ・ 離婚を争う被告が予備的財産分与の申立てをするかに検討を要することがある

● 離婚原因の審理の長期化要因

- ・ ポイントを絞らず長期にわたる経過等が主張された事案において、その整理のために長期化することがある

● 人証調べ前の和解協議での長期化要因

- ・ 感情的対立の大きさ
- ・ 住宅ローン債権者との調整を要する事案
- ・ 和解案提示後に新たな証拠提出等がなされることがある
- ・ 当事者が、審理の上で重視されない資料の提出を求めたり、条件を小出しにしたりすることがある

● 本人訴訟について長期化する傾向

合理的かつ効果的な争点整理等の実現に向けた工夫例等

● 財産分与の審理における工夫

- ・ 事前に探索的な調査嘱託は採用しない方針を伝え不必要な申立てを抑止する（弁護士側も、根拠のない調査嘱託申立て等への毅然とした訴訟指揮を評価）
- ・ 裁判所と弁護士会との意見交換会を行い、財産分与の申立時には、基準時を明らかにすること、申立人側の財産資料を提出することを依頼
- ・ （弁護士側から）調査嘱託の申立ての採用方針に関して裁判官によって大きな差があることは望ましくない

● 離婚原因の審理における工夫

- ・ 長期にわたる経過等が主張された場合、原告側に破綻原因として特に重視する点につき特定を求め、被告側にはその点を中心に認否反論をするよう促す
- ・ 周辺事情に関する主張立証については、不必要な反論のためだけに期日を重ねることを回避し、拡散防止を図る
- ・ （弁護士側から）本人の意向に基づき周辺事情を主張せざるを得ない場合でも、裁判官から争点との関係での重要性等について示唆があれば深掘りしない、周辺事情は主張書面に記載せず陳述書に記載してもらう、といった工夫

● その他の審理の工夫等

- ・ 事案に応じて、争点ごとの審理方針の協議、判決までの大まかな進行の確認
- ・ 財産分与の審理の在り方や審理モデルに関して、弁護士会との勉強会を企画
- ・ 初期段階で、当事者双方に対して、調停の経緯、反訴・附帯処分の手続き、争点、和解希望等を確認
- ・ デジタルツールを活用し、財産一覧表を共有するほか、期日間の協議、準備事項等の投稿、提出期限のリマインド通知を行う
- ・ 陳述書提出を求めるタイミングで尋問期日を仮決めする

検証検討会での議論

家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

期日間隔短縮の取組

- **裁判所側が現在行っている取組**（争点等を意識したきめ細かな期日調整、1か月以内も含めた柔軟な候補日提示、他の係の調停室の融通、2期日指定等）を**評価**
- 他方で、以下の課題等も指摘
 - ・ 期日間隔について**裁判所側と当事者側の認識の隔たり**が大きい
➡ 裁判所側がそれを踏まえ、現状の期日間隔の**長期化要因を的確に把握**した上で**改善に向けた対応を強化することが重要**
 - ・ 期日終了時に当事者双方との間で次回期日までの準備事項等の整理をすることで、更に期日間隔の短縮が進むのではないか
 - ・ **様々な工夫・取組を継続**した上でそれらが**期日間隔の短縮等のために実効的なのかを検証していく必要がある**

ウェブ会議の活用

- 事案等に応じて**ウェブ会議の利用が進みつつあることを評価**

その他の課題等

- 調停における訴訟、審判等の見通しの伝達は、事案や当事者のニーズを見極めて行う必要がある
- 調停時間が長いとの一部弁護士側からの指摘について
 - ・ 調停委員会の評議を待つ時間の影響があれば短縮が必要
 - ・ 調停委員が**争点やその日の進行予定等を当事者と共有しつつ、これらを意識し整理しながら聴取を行うことが必要**
 - ・ 争点を意識した聴取等の在り方について、**調停委員に対する研修も重要**

人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

争点整理の現状と評価

- 実情調査で紹介された**計画的な審理**（事前に調査嘱託の採用方針を伝えることによる不必要な申立ての抑止、事案に応じ争点ごとの審理方針の協議、判決までの大まかな進行の確認等）を**評価**
- **審理モデルの策定・弁護士会との共有等が有効**
➡ 家庭裁判所と弁護士会との間で定期的に協議や意見交換の場を持つことも、審理の改善につながるのではないか
- デジタル化により財産一覧表等の活用が工夫され、審理の円滑化につながる

指摘された課題等

- 財産分与の基礎資料が早期に共有される審理運営上の工夫、制度上の対応が必要
- 審理期間長期化の要因は様々なものが考えられる
➡ 多角的に対応策を検討していく必要
- 調停段階における人事訴訟を見据えた審理の在り方については、調停と訴訟との性質の相違等を踏まえ、事案や当事者のニーズに応じて検討する必要がある

今後に向けた検討

家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

期日間隔短縮の取組

- 期日間隔短縮に向け、現在、以下のような**実効的な取組**が行われている
 - ・ 次回期日を一定期間内とするための運用ルールや候補日のツールの見直し
 - ・ 午後2枠制の導入やこれを実現するための1回当たりの時間枠の設定
 - ・ 調停室の係間の融通等も含めた次回期日の柔軟な設定
 - ・ 2期日指定
- もっとも、調停期日の間隔は、**コロナ禍で長期化した後、コロナ禍前の水準に回復しておらず**、実情調査における弁護士側からの指摘や検証検討会での指摘も踏まえ、**更なる対応強化を図ることが重要**
 - ➔ 各家庭裁判所が**各種取組の情報を共有し、それぞれの長期化要因やその実情に応じて取り入れるほか、効果検証やこれを踏まえた改善を重ねるなどして、継続的に効果的な取組を進めていく必要性が高い**

その他の調停運営改善の取組

- **ウェブ会議**の利点（電話会議と比較したコミュニケーションの取りやすさや、当事者の出頭の負担軽減、期日調整のしやすさ等）を踏まえれば、当事者本人も含め**更なる利用の拡大**が望まれる
- **調停運営改善のその他の取組**（メリハリのある事情聴取、準備事項等の確認・明確化等の工夫、審判等の見通しの適切な共有と伝達、調停委員会の評議の充実や関係職種間の適切な連携等）についても、**効果検証・改善をしつつ継続していくことが必要**

人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

長期化要因とこれに対する訴訟指揮・審理の工夫等

- 長期化要因
 - ・ 財産分与：当事者が財産資料の任意開示に応じない、多数の調査嘱託や求釈明等がなされその整理に時間を要する等
 - ・ 離婚原因：周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返される
- 訴訟指揮・審理の工夫等
 - ・ 財産分与：**調査嘱託の採用方針を明示して濫用的な申立てを抑止**
 - ・ 離婚原因：周辺事情に関する主張立証の応酬について**裁判官が適切に訴訟指揮**をすることで長期化を回避

審理モデルの策定と弁護士会との共有等

- 左記のような訴訟指揮・審理の工夫等について**審理モデルとして策定して裁判所内で共有・承継した上で、弁護士会とも共有**することが有益であり、当事者の訴訟活動の効率化や審理期間短縮にもつながる
- 各家庭裁判所の実情に応じて、**審理の在り方についての弁護士会との意見交換等**を進めていくことも重要